

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	7	府省庁名 経済産業省													
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車取得税）														
見直し項目名	最新排出ガス規制適合ディーゼル車の取得に係る特例措置の延長														
見直し内容（概要）	<p>特例措置を廃止する。ただし、継続生産車の規制開始期まで（車種によって5ヶ月もしくは17ヶ月）までは経過措置を設ける。</p>														
〔関係条文〕	〔 地方税法第119条、同法附則第12条の2の2第10項、同法施行規則附則第4条の4第18～23項 〕														
廃止又は縮減の理由	<p>平成21年排出ガス規制（ポスト新長期規制）の規制開始日より前倒して市場投入したディーゼル車に対する自動車取得税の軽課措置であるという本来の趣旨に鑑み、本制度を廃止する。ただし、法において、規制開始後に継続生産期間が設けられていることから、当該期間終了まで本制度の経過措置を設けることが必要。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">※</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">新型車</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">継続生産車・輸入車</td> </tr> <tr> <td>◆クリーンディーゼル乗用車</td> <td style="text-align: center;">平成21年10月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>平成22年9月1日</u></td> </tr> <tr> <td>◆重量車の一部 （車両総重量12t超）</td> <td style="text-align: center;">平成21年10月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>平成22年9月1日</u></td> </tr> <tr> <td>◆重量車の一部 （車両総重量3.5t超12t未満）</td> <td style="text-align: center;">平成22年10月1日</td> <td style="text-align: center;"><u>平成23年9月1日</u></td> </tr> </table>			※	新型車	継続生産車・輸入車	◆クリーンディーゼル乗用車	平成21年10月1日	<u>平成22年9月1日</u>	◆重量車の一部 （車両総重量12t超）	平成21年10月1日	<u>平成22年9月1日</u>	◆重量車の一部 （車両総重量3.5t超12t未満）	平成22年10月1日	<u>平成23年9月1日</u>
※	新型車	継続生産車・輸入車													
◆クリーンディーゼル乗用車	平成21年10月1日	<u>平成22年9月1日</u>													
◆重量車の一部 （車両総重量12t超）	平成21年10月1日	<u>平成22年9月1日</u>													
◆重量車の一部 （車両総重量3.5t超12t未満）	平成22年10月1日	<u>平成23年9月1日</u>													
増収見込額	最大で284百万円		（単位：百万円）												